

事 務 連 絡
平成28年11月24日

マイナンバー収集業務について（通知）

独立行政法人日本学術振興会

平素より本会の事業にご理解・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）」の施行に伴い、法定調書へのマイナンバー（個人番号）の記載が義務づけられたことから、平成28年1月1日以降に本会からの手当、謝金等の支払対象となった方々には、マイナンバー及び本人確認書類の提供をお願いしております。

本会ではマイナンバーの収集業務を代行業者に委託しており、近日中に代行業者よりマイナンバー収集依頼に関する文書が送付されますので、マイナンバーの提出にご理解・ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

ご不明な点等ございましたら、以下連絡先までお問い合わせください。

【本件照会先】

独立行政法人日本学術振興会総務企画部
企画情報課 TEL: 03-3263-1803
会計課 TEL: 03-3263-2128